

# 令和7年度 就学援助手続きのお知らせ

鳥取市教育委員会では、鳥取市内に住所があり、鳥取市内における国公立の小・中・義務教育学校へ就学する児童生徒の保護者で、要件を満たす方に「学用品費」「修学旅行費」など援助を行っています。

## 1 援助の対象となる方

- (1)生活保護が停止または廃止になった方
- (2)障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親に保護者本人が該当していることを示す控除があり、前年所得の合計金額が135万円以下の方(市民税が非課税または減免)
- (3)個人事業税の減免を受けている方
- (4)固定資産税の減免を受けている方
- (5)国民年金保険料の免除を受けている方
- (6)国民健康保険料の減免、または徴収の猶予を受けている方
- (7)児童扶養手当の支給を受けている方(※児童手当・特別児童扶養手当ではありません)
- (8)生活福祉資金による貸付を受けている方
- (9)その他、所得の減少等特別な事情によりお困りの方

## 2 申請に必要な書類

- (1) 就学援助費交付対象者認定兼交付申請書
- (2) 事由ごとの必要書類
- (3) 通帳等のコピー(振込先口座や名義人がわかるもの) ※詳しくは、裏面をご確認ください。

## 3 申請方法について

申請書に必要な書類を添付して、**就学先の各学校へ提出してください。**教育委員会では受付をしません。

※小・中学校の両方に就学児童・生徒がいる場合は、どちらかの学校へ提出してください。

申請書(就学援助費交付対象者認定兼交付申請書)は、各学校と教育委員会学校保健給食課にあります。鳥取市公式ウェブサイトへは、令和7年1月ごろ掲載します。

## 4 申請時期について

申請時期により、認定時期と支給金額が異なりますので、ご注意ください。

申請時期	認定・支給
受付開始～令和7年4月15日	4月1日付け認定となります。認定の通知は5月以降の予定です。
令和7年4月16日 ～令和8年3月15日	5月1日付け以降での中途認定となります。 毎月15日までに提出されたものが、当月付け認定になります。 例)4月16日～5月15日に申請→5月1日付け認定

※ この申請時期は、教育委員会への提出期限となります。

各学校で取りまとめるため、学校への提出期限はこれよりも早くなりますので、ご注意ください。

### ◎問い合わせ先

- ①鳥取市教育委員会事務局 学校保健給食課 学校保健・支援係  
(鳥取市幸町71番地 鳥取市役所5階) 電話番号:0857-30-8416
- ②各小・中・義務教育学校



【就学援助 HP】 <https://www.city.tottori.lg.jp/www/genre/1187672955795/index.html>

## 申請に必要な書類について

申請書と振込先口座や名義人がわかる通帳等のコピーに、以下に該当する書類を添付の上、提出してください。

該当項目	必要書類
(1)生活保護が停止または廃止になった方	○なし(教育委員会で確認します)
(2)令和6年度または令和7年度において障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親で、前年所得の合計金額が135万円以下の方	○所得課税証明書(申請時点で最新年度のもの、コピー不可) ※必ず、本人該当項目の欄に控除があるかどうかご確認ください 発行場所：鳥取市役所 市民課、各総合支所 市民福祉課 等
(3)令和6年度または令和7年度において個人事業税の減免を受けている方	○減免の決定通知書のコピー(申請時点で最新年度のもの) 発行場所：鳥取県税事務所
(4)令和6年度または令和7年度において固定資産税の減免を受けている方	○減免の決定通知書のコピー(申請時点で最新年度のもの) 発行場所：鳥取市役所 固定資産税課
(5)令和6年度または令和7年度において国民年金保険料の免除を受けている方	○免除の承認通知書のコピー(申請時点で最新年度のもの) 発行場所：年金事務所
(6)令和6年度または令和7年度において国民健康保険料の減免、または徴収の猶予を受けている方	○減免の決定通知書のコピー(申請時点で最新年度のもの) 発行場所：鳥取市役所 保険年金課
(7)児童扶養手当の支給を受けている方	○児童扶養手当証書のコピー(申請時点で最新年度のもの) 発行場所：鳥取市役所 こども未来課
(8)生活福祉資金による貸付を受けている方	○貸付の決定通知書のコピー(令和6年度以降に決定を受けたもの) ※緊急小口資金等の一時的な貸付については対象になりません 発行場所：貸付を受けている社会福祉協議会
(9)その他、所得の減少等によりお困りの方	【就業中の方】 ○令和6年分源泉徴収票または確定申告書のコピー ○直近の給与明細3か月分以上(源泉徴収票がない場合や家計が急変した場合) 【年金受給の方】 ○令和6年分源泉徴収票または最新の年金振込通知書のコピー 【就業していない方】 ○雇用保険被保険者離職票のコピー(発行場所：ハローワーク) ○各会社等で発行された退職を証明する書類 ○地区担当民生児童委員による確認書類(上記の証明書類がない場合) 【障がい者手帳等を取得している方】 ○障がい者手帳等のコピー(該当者全員分) 【6月以降の提出の場合】 ○令和7年度市県民税所得課税証明書(コピー不可) 発行場所：鳥取市役所 市民課、各総合支所 市民福祉課 等 【東日本大震災等による避難者】 ○罹災証明書及び令和6年分収入が証明できる書類 【その他特別な事情がある方】 ○裁判所が発行する調停裁判の証明書(離婚調停中の場合) ○地区担当民生児童委員及び学校長による所見書 (申請者の配偶者等が、家族実態もなく連絡も取れない場合等)

※申請時点において添付書類の該当する年度が異なりますので、ご注意ください。

**※手当の廃止や全部支給停止など要件に該当しなくなった場合には、速やかに学校へ連絡してください。**

**所得の申請漏れなどがあつた際も含めて、遡って就学援助費の返還をさせていただきます。**